

第 72 回全国植樹祭基本計画策定業務 公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

平成 33 年（2021 年）春季に滋賀県で第 72 回全国植樹祭を開催するにあたり、豊かな自然や歴史・文化資源をはじめとする本県の魅力を全国に発信するとともに、「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」とのかかわりを再認識しながら、森林を「守る」、「活かす」、「支える」本県らしい取組を県民一丸となって進めていく絶好の機会とするため、これらを開催理念とする「第 72 回全国植樹祭基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定したところである。

本業務は、この「基本構想」に基づき、開催概要や式典計画、植樹計画等を盛り込んだ「基本計画」を策定するため、開催にかかる企画案を募集し、企画・提案能力に優れた事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 第 72 回全国植樹祭基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 別紙「第 72 回全国植樹祭基本計画策定業務委託基本仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日より平成 31 年 3 月 20 日まで
- (4) 委託金額の上限額 6,534,000 円（消費税および地方消費税を含む）

3 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要領の公表・配布	平成 30 年 8 月 10 日(金)～8 月 31 日(金)
説明会参加申込書の受付期限	平成 30 年 8 月 17 日(金)
説明会の開催	平成 30 年 8 月 20 日(月)
プロポーザル等に関する質問の受付期限	平成 30 年 8 月 24 日(金)
プロポーザル等に関する質問の回答期限	平成 30 年 8 月 29 日(水)
参加表明書の受付期限	平成 30 年 8 月 31 日(金)
企画提案書の受付期限	平成 30 年 9 月 10 日(月)
企画提案書のプレゼンテーション（審査含む）	平成 30 年 9 月 13 日(木) ※対象者に別途通知
審査結果の通知・公表	平成 30 年 9 月下旬
業務委託契約の締結	平成 30 年 9 月下旬
成果品の提出	平成 31 年 3 月 20 日(水)

4 参加資格

参加申込書および企画提案書（以下、「参加表明書等」という。）を提出できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ただし、共同企業体により参加する場合は、下記(1)から(3)は、構成する者のうちいずれかの者が満たし、さらに下記(4)から(8)までは構成する全ての者が満たしていることを要件とする。

- (1) 滋賀県内に本社、支社または営業所を有する法人であること。
- (2) 過去 10 年間（平成 20 年度から平成 29 年度まで）に完了した同種または類似の大会※（以下、「同種大会等」という。）において、基本計画策定または大会運営等の受託実績を有する者であること。

※同種大会：天皇皇后両陛下御臨席の大会、類似大会：皇族御臨席の大会

- (3) 委託業務にあたり、過去 10 年間（平成 20 年度から平成 29 年度まで）に完了した同種大会等の基本計画策定または大会運営等の業務に従事した経験を有する主任担当者および総括責任者を配置できること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号いずれにも該当しない者であること。
- (6) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (7) 参加表明書の受付期間において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者または再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (8) 滋賀県税、法人税、消費税および地方消費税、源泉所得税を滞納していない者であること。

5 募集要領および仕様書の配布

募集要領および仕様書については、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課のホームページ「第 72 回全国植樹祭滋賀県開催について」からダウンロードし入手すること。（「滋賀県 全国植樹祭」で検索）なお、森林政策課の窓口および郵送等での配布は行わない。

6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にあたり、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日時 平成 30 年 8 月 20 日（月）午後 1 時 00 分～2 時 00 分
- (2) 開催場所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県庁本館 4 階 4-B 会議室

- (3) 申込方法 参加を希望する者は、8月17日(金)午後5時までに説明会参加申込書(様式1)をファクシミリで提出すること。
- (4) 参加者 1社(1共同企業体)につき4名以内とする。
- (5) 申込先 〒520-8577
滋賀県大津市京町四丁目1番1号(滋賀県琵琶湖環境部森林政策課内)
第72回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局
電話：077-528-3918 ファクシミリ：077-528-4886
e-mail：dj00@pref.shiga.lg.jp

7 プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を予定する場合は、下記により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

①	プロポーザル参加表明書(様式2)	1部
②	誓約書(様式3)	1部
③	会社概要(様式4)	1部
④	過去の同種または類似大会業務の受注実績(様式5)	1部
⑤	[共同企業体の場合のみ]共同企業体の結成に係る協定書等の写し(任意様式とする。案でも可。)	1部

※共同企業体の場合、②から④までの書類については構成企業ごとに1部提出すること。

- (2) 提出期限 平成30年8月31日(金)午後5時必着
- (3) 提出先 上記6の(5)と同様
- (4) 提出方法 郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。
- (5) 参加表明書等提出後の辞退
参加表明書等を提出した者が都合により参加を辞退する場合は、9月10日(月)午後5時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

8 プロポーザル等に関する質問

本プロポーザル等に関する質問がある場合は、質問書(様式6)を提出すること。

- (1) 提出期間 平成30年8月24日(金)午後5時必着
- (2) 提出先 上記6の(5)と同様
- (3) 提出方法 ファクシミリまたは電子メールで提出し、送信した旨を電話で連絡すること。口頭または電話による質問は受け付けない。
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、平成30年8月29日(水)までに、参加表明書を提出しているすべての者に電子メールで回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①	企画提案書（任意様式）	10部
②	主任担当者等の経歴等（様式7）	10部
③	主任担当者等の同種または類似大会の業務実績（様式8）	10部
④	業務実施スケジュール（様式9）	10部
⑤	業務実施体制（様式10）	10部
⑥	共同企業体協定書写し（案でも可）	10部
⑦	業務受託見積書（任意様式）	10部
⑧	大会概算費用見積書（任意様式）	10部

※④および⑤については、記載すべき内容が盛り込まれていれば任意様式でも可とする。

(2) 提出期限 平成30年9月10日（月）午後5時必着

(3) 提出先 上記6の(5)と同様

(4) 提出方法 郵送または持参により提出すること。なお、郵送の場合は配達記録が残る書留等とする。

(5) 提出書類の記載要領

① 企画提案書（任意様式）

基本構想に基づき、次の事項に留意して作成すること。

ア 滋賀県の豊かな自然や歴史・文化等の魅力を最大限に発信できる大会とすること。

イ 基本構想の開催理念*を踏まえた「滋賀らしい」大会とすること。

※開催理念（「第72回全国植樹祭基本構想」より抜粋）

私たちは、ふるさと滋賀の地域特性である「森－川－里－湖」のつながりと、いにしえより培われてきた「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のかかわりを再確認し、将来を見据えながら森林を守り、活かし、これらの取組を支えることで、碧（あお）く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を、次の世代、その次の世代へと持続的につないでいきます。

ウ 式典演出（プロローグ、メインアトラクション、エピローグ）について、イメージ図等を用いてわかりやすく記載すること。

エ 皇室関連行事にふさわしい厳粛で品格のある行事の構成とすること。

オ 式典会場の立地条件や収容能力、招待者の動線や警備等を考慮しながら、大会を円滑に運営できる会場レイアウトとするとともに、招待者の安全性、快適性、衛生環境等にも配慮した効果的な会場整備計画とすること。

カ 会場において使用する備品や仮設構造物等については、滋賀県産の木材をできる限り使用するとともに、開催後の活用方法についても提案すること。

- キ 招待者に滋賀県の良さをアピールし、滋賀ファンを増やしていけるよう、湖国「滋賀」のおもてなし・魅力発信の方策を提案すること。
- ク 大会開催に向け、準備段階から県民の気運を醸成させる効果的な広報・宣伝に関する方策を提案すること。
- ケ 県内の多様な主体の参画による県民総ぐるみの大会とするとともに、「森一川一里一湖」のつながりや琵琶湖を水源として活用している下流府県民の参画など上下流連携を意識した「滋賀らしい」記念事業※を3つ以上提案すること。
※記念事業のうち、1つは全県で実施する事業とし、その単位は市町（19市町）または県森林整備事務所・支所（5事務所）とする。
- コ 式典行事に参加できない一般県民等にも式典行事をリアルタイムに感じてもらえるよう、サテライト会場※を1箇所以上設定するとともに、サテライト会場での催しについて具体的な企画やイメージ図等によりわかりやすく提案すること。
※サテライト会場は、多くの一般県民等の参加が期待できる場所とし、式典会場との地域バランスにも配慮しながら、できる限り琵琶湖が眺望できる場所を提案すること。（1箇所は湖北・高島地域（長浜市、米原市、高島市）とする。）
- サ 大会に係る物品や業務の手配、出演者等については、可能な限り滋賀県内で確保する計画とすること。
- シ 可能な限り経費節減に努めるとともに、限られた予算の中で最大限の効果が期待される計画とすること。
- ② 主任担当者等の経歴等（様式7）
配置予定の主任担当者等の保有資格、経歴、手持ち業務量等を記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ③ 主任担当者等の同種または類似大会の業務実績（様式8）
配置予定者が過去に従事した同種または類似大会の業務実績について記載すること。なお、配置予定者1名につき1枚に記載すること。
- ④ 業務実施スケジュール（様式9）
企画提案書の内容を実施する場合のスケジュール、業務工程等を記載すること。
- ⑤ 業務実施体制（様式10）
配置予定の主任担当者等の氏名、業務内容を記載すること。また、共同企業体による参加の場合には、構成員の業務分担を記載すること。
- ⑥ 大会概算費用見積書（任意様式）
企画提案書に基づき大会を実施する場合の経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、年度区分および項目ごとの明細等をできる限り明らかにし、企画提案内容はすべて見積書に記載すること。なお、項目ごとの価格は税込み（8%）とする。
- ⑦ 業務受託見積書（任意様式）
本委託業務を履行するための経費を算出し、見積書を提出すること。様式は特に定めないが、項目ごとの明細等をできる限り明らかにすること。

(6) 記載留意事項

- ア 読みやすい文字の大きさとなるよう留意すること。
- イ 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。
- ウ 用紙は原則としてA4サイズ（縦）とすること。A3サイズを使用する場合には、A4サイズに揃うように折ること。
- エ 企画提案書はA4サイズで50ページ以内（表紙を含む）とする。なお、A3サイズを使用する場合には、A4サイズ2ページとしてカウントする。

10 プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 平成30年9月13日（木）※詳細な時間については、別途通知する。
- (2) 場 所 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県庁本館4階 4-A会議室
- (3) 出席者 配置予定の主任担当者1名、総括責任者1名とし、その他2名までの出席を認める。なお、プレゼンテーションは主任担当者または総括責任者が行うこと。
- (4) 実施方法 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度。
- (5) その他 プロジェクター、スクリーン等の使用は認めない。

11 審査および選定方法

プレゼンテーション後、審査員が審査基準に基づき評価・採点し、その点数を合計して順位を付け、最高順位の者を最優秀提案者として選定する。

なお、企画提案者が1者しかいない場合は、審査基準に基づき評価・採点した点数の合計が60点以上あれば最優秀提案者として選定する。

12 審査基準

事項ごとに次のとおり配点する。（合計100点満点）

- (1) 業務遂行能力に関する事項（25点）
組織体制（10点）、業務経験（10点）、業務遂行計画（スケジュール）（5点）
- (2) 企画提案に関する事項（60点）
基本構想の理解度（15点）、企画提案内容（30点）、実現性（15点）
- (3) 価格に関する事項（15点）
業務受託見積価格の妥当性・多寡（5点）、提案内容に基づき大会を開催する場合の大会概算費用見積価格とその費用対効果（10点）

13 審査結果

- (1) 審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。
- (2) 審査経緯は公表しない。
- (3) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

14 契約の締結

上記 11 で、最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更協議を含むものとする。

協議が不調のときは、上記 11 により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

15 契約保証金

地方自治法施行令第 167 条の 16 の規定による契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、滋賀県財務規則第 230 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

16 その他

- (1) 企画提案書等の提出が期限に遅れた場合、または審査結果に影響をあたえるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。
- (2) 上記 4 の参加資格を満たさない者が提出した企画提案書等および虚偽の記載がなされた提案書等は、無効とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等の提出期限後は、記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書等に記載した配置予定の主任担当者および総括責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない事情が生じた場合は、あらかじめ事務局の了解を得た上で、同等以上の担当者に変更することができる。
- (5) 選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に規定する権利を含む。）は、第 72 回全国植樹祭滋賀県実行委員会に帰属するものとする。
- (6) 選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- (7) 本プロポーザルによって収集した個人情報については本業務以外には利用しない。
- (8) 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

17 問合せ先

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号（滋賀県琵琶湖環境部森林政策課内）

第 72 回全国植樹祭滋賀県実行委員会事務局 高田、藤木

電話：077-528-3918 ファクシミリ：077-528-4886

e-mail：dj00@pref.shiga.lg.jp